



第11支部 学校事務 共同実施だよ!

平成23年7月
第11支部共同実施
編集：清水高部東小

夏休み前に再確認…

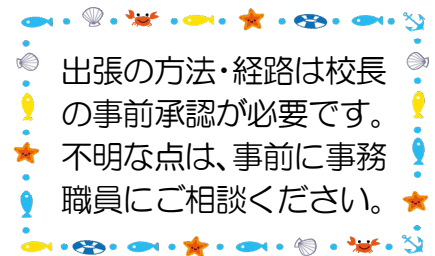
出張は、所属発着と公共交通機関利用が原則です!!

『居住地発着』と『自家用車使用』は本来、公務が円滑に行われるよう例外的に認められたものです。研修会が多い夏休みを前に、承認基準を再度確認しましょう。

【居住地発（着）が認められるケース】

受付開始時刻ではないことに注意!

- ① 通常に出勤し勤務時間内に出発すると、用務開始時刻に間に合わない場合
- ② 用務終了後、所属に勤務時間内に帰着できない場合
- ③ 用務開始時刻直前又は終了時刻直後に休暇を取得している場合



出張の方法・経路は校長の事前承認が必要です。
不明な点は、事前に事務職員にご相談ください。

【自家用車使用が認められるケース】

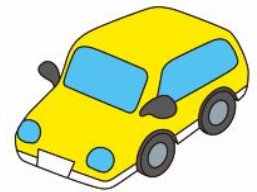
- ① 緊急輸送の場合
- ② 公金又は物品搬送の場合
- ③ 公務の遂行が著しく遅滞し、又は困難となる場合

⇒ 居住地発着（往復）の場合、①～③に該当しないので自家用車使用は認められません。

【自家用車使用の制限】

自家用車使用が認められるケースであっても、以下の場合は認められません。

- ① 静岡市区域外への出張（ただし、以下ア～エはOK）
 - ア 旧焼津市（旧大井川町と合併前の地域）・旧岡部町（旧藤枝市と合併前の地域）・旧富士川町（旧富士市と合併前の地域）への出張
 - イ 静岡県総合教育センターへの出張
 - ウ 中学・高校の進路指導業務
 - エ 宿泊訓練等に係る業務（緊急車両や下見）

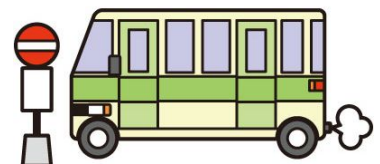


⇒ 最寄り駅から会場まで路線バスがない、あるいは1時間に1本など、公共交通機関の利用がどんなに不便でも、アの地域以外やイ～エ以外の理由での自家用車使用は不可。

- ② 気象状況又は道路状況が悪く、運転に危険が伴うと認められる場合
- ③ 児童生徒を同乗させる（緊急時を除く）

【こんなときも要注意!!】

- ◇ 規模の大きな研修会で主催者が用意する、最寄り駅～会場や全体会場～分科会場などを行き来するシャトルバスは、道路運送法で規定された公共交通機関ではないため、ご利用を予定されている方は事前に事務職員にご相談ください。
- ◇ 自転車やバイクは、自家用車に含まれないので使用できません。



職員全員で市定期監査対策を! ③

学校の財務管理面での見直しをしましょう。



備品整理の機会に…

- ◇ 平成 18 年度以前の備品は、19 年度以降の新ラベルへの貼り替えが済んでいますか？

静岡市		学校備品票	
備品 No.	1234-1	科目名	教材(算数)
品目名	自動上皿はかり	取得日	平成22年7月12日
取得日	平成22年7月12日	学校名	清水〇〇小学校

清水市備品	
校名	〇〇小学校
品目	片袖机
No.	5
所属	庁用
昭和〇年〇月〇日	

- ◇ 使いやすいように、教材室の整理整頓をしましょう。納品されてからも梱包されたままで使用されていないものはありませんか？



- ◇ パソコンは、ノート型は鍵のかかる保管庫に、デスクトップ型はワイヤーロックがされていますか？

金庫の中身は…

- ◇ 現金はなるべく置かないようにしましょう（実地監査では、金庫・鉄庫の中もチェックします）。学年費などからの業者への支払いも、現金で出金せずに振り込みで！
- ◇ 郵券（切手・はがき）とタクシー利用券（緊急搬送用）は金庫で保管・管理しましょう。



11 支部学校探訪 其の弐

「カマキリヂイサン」

～ 国定教科書に採用された記念の碑 ～

清水高部小学校

高部小の体育館横にある記念碑は、高部小の作文力の優秀さに驚いた文部省図書編集官が、当時の亀山校長に高部小の文集を送るよう要請し、当時 2 年生の児童の作文「カマキリ」が選ばれ、「カマキリヂイサン」として昭和 14 年発行の国定教科書に採用されたというものです。

